

欧米豪向け PR コンテンツ作成事業実施委託業務

業 務 説 明 資 料

本説明資料は業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。本説明資料は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

- 1 件名 欧米豪向け PR コンテンツ作成事業の実施委託業務
- 2 履行期限 契約の日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- 3 履行場所 仙北市内のほか業務を遂行するに相応しいと認められる場所
- 4 業務目的 欧米豪向け PR コンテンツを作成し、海外での積極的なセールス活動を展開することにより、仙北市への興味を高め観光地のみならず、農山村地域の持つ魅力を発信し仙北市全体の活性化につなげることを目的とする。
- 5 業務概要 本業務の内容としては、下記を想定している。
 - (1) 仙北市内の農山村地域および主要観光地への取材
 - (2) 欧米豪向け PR コンテンツの作成
 - (3) PR コンテンツを使った外国人旅行者向けの Web での情報発信
 - (4) PR コンテンツに対するアクセス分析（国・性別・年齢など）
- 6 成果品 下記に掲げる成果品を、委託期間終了後直ちに協議会へ納入する。
 - (1) 報告書（製本版 3 部・電子データ版 CD1 枚）
 - (2) 報告書の根拠となる挙証資料等
 - (3) PR コンテンツ成果物
- 7 その他
 - (1) 委託期間中は、定期的に担当者打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて、電話、電子メール等でやり取りを行うこと。中間報告を求められたときは早期に提出すること。
 - (2) 受託者は、本協議会と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
 - (3) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
 - (4) 業務の一部または全部を第三者へ請け負わせることは出来ない。
 - (5) 成果品に係る知的所有権は、仙北市農山村体験推進協議会とする。